

Title	横濱国立大學助教授水戸部正男氏學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.8 (1960. 8) ,p.75- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600815-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本書以外の七篇の参考論文は、日本國憲法とイギリス憲法とに關するもの各一篇を除いて、他はすべてアメリカ憲法に關する研究である。これらは小篇ではあるが、何れも權威ある學術誌上で發表されたものである。その學問的價值については、すでに定評がある。また發表の年月がまことに規則的に繼續していることは、長い年月にわたる提出者のたゆまない研究努力を實證するものといふことができる。

以上、主論文および参考論文を審査した結果、わが學界におけるアメリカ研究の未開拓分野を、獨自の方法で、新たに開拓して大いに寄與した學問的業績は、これを可能にした提出者の學識並びに誠實眞摯な人柄と相俟つて、法學博士の學位を授與するに充分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員	慶應義塾大學教授	法學博士	藤原	守胤
	慶應義塾大學教授		潮田	江次
	慶應義塾大學教授		伊藤	政寛

横濱國立大學
助教授 水戸部正男氏學位請求論文審査要旨

1 主論文 公家新制の研究

2 副論文 (1) 鎌倉幕府の成立時期について

(2) 殿下渡領の性質

水戸部正男氏提出の學位請求論文について審査した結果は、次の通りである。

先ず主論文は、次のごとき構成である。

序文

一 新制とは何か 二 平安鎌倉時代の公家新制一覽

第一章 初期の新制

第二章 平安時代の公家新制

一 天延三年及び天元五年の新制

二 一條天皇時代の新制

(一) 永延元年三月五日新制 (二) 尾張國郡司百姓解文の九ヶ條官符
(三) 正曆元年四月一日の官宣旨 (四) 長保年代の新制 (イ) 長保元年
七月二十七日新制 (ロ) 長保二年六月五日新制 (ハ) 長保三年壬十

二月八日新制

三 長和二年四月十九日新制

四 永久四年七月十二日新制・附記 長承元年九月十日新制

第三章 後白河上皇時代の公家新制

一 保元・治承の新制と建久の新制

(一) 保元元年壬戌九月十七日新制 (二) 保元二年十月八日新制

(三) 治承二年七月十八日新制 (四) 治承三年八月三十日新制

二 保元年代の公家新制

(一) 保元元年令 (二) 保元二年令

三 治承二年令・附録 興福寺寺邊新制に就て

四 建久二年三月二十二日の新制

五 建久二年三月二十八日の新制

第四章 鎌倉時代の公家新制

一 建暦二年三月二十二日の新制・附録「けちうのしんせい」に

就いて

二 嘉祿元年十月二十九日の新制

三 寛喜三年十一月三日の新制

四 延應二年三月十二日の新制

五 建長五年七月十二日の新制

六 弘長三年八月十三日の新制

七 文永十年九月二十七日の新制

八 正應五年七月二日の新制

第五章 公家新制と武家新制の關係

一 鎌倉幕府施行の新制一覽

二 延應二年の關東新制

三 弘長元年の關東新制

四 結び

第六章 法制史上の公家新制

一 公家新制の法律的性質

二 法制史上の公家新制

わが國の中世においては、公家法、本所法、武家法の三つが相並んで存在していた。このうち、日本法制史學の研究對象として、いちじるしい成果がおさめられているのは、武家法についてであり、本所法の研究がそれに次ぐ。ところが、公家法についての研究は甚しく立ちおかれており、未開拓の分野がかなり多い。當時の公家法がすでに、律令體制の形骸に墮し、他の本所法、武家法のごとく、たくましい生命力をもたず、それがため史家の興趣をそそのかすものすくなきに基付くものであろうが、中世法源の一つとして公家法の存在を否認することのできない以上、その研究もまた等閑視すべきものではなからう。

著者の研究は、そうした公家法の中から、公家新制と呼ばれる成文法をとりあげ、その内容、性格、前後の繼承關係、武家法との關係、さらに日本法制史上における意義などを論究したものである。

公家新制については、これまでほとんど唯一の研究として三浦周行博士の業績がのこされている。三浦博士の「新制の研究」〔法學論叢十四卷六號、十五卷一、二、四、五、六號、十六卷一號〕は、新制を三期に分け、第一期を平安時代、第二期を鎌倉時代の大部分、第三期を鎌倉時代末期とし、とくに第二期に重點をおきつつ、新制の内容、各新制間の條文の關連、公家新制と武家新制との關係などについて考察されたものであつた。著者は、この三浦博士の業績を基盤とし、三浦博士がわずかに論及されたにすぎなかつた平安時代の新制について詳論し、また鎌倉時代の新制についても、かなりのものを敷衍、より精密な論究を行い、全體にわたつて三浦博士の先驅的研究をさらに大きく前進せしめているのである。

著者はまず序説において、新制とはいかなるものかを論じている。平安時代中期（十世紀半頃）から南北朝初期（十四世紀半頃）までの約四百年間に、著者が指摘したもののだけでも約六十回に及んで發布された公家新制は、形式的にみると、天皇又は院の勅旨に基づく法令で、律令の修正法たる格に屬し、格の中では禁止法的性格がよく、單數法令よりも複數法令が多い。しかし、新制以外にも、そ

うした形式を備えた公家法はあるが、とくに新制と呼ばれた法令は、天皇または上皇が律令政治の維持を熱望した時代、後世になると復古的意識を強く有していた時代に、多く制定せられたものであるとしてゐる。天皇・上皇の政治意識の強弱と關連づけて、新制の制定を考察している點は、注目すべき見解であらう。

つづいて序説には、公家新制の一覽表を掲げている。約六十の中の三分の二は、著者によつて各種史料からあらたに抽出されたものであり、とくに平安時代の新制にそのが多い。この一覽表は、將來の新制研究にも、きわめて貴重な手がかりを與えるものであらう。

本論第一章は「初期の新制」と題し、新制と稱せられた法令の嚆矢として、村上天皇天曆元年十一月三日の太政官符六ヶ條をあげている。この法令は、風俗の矯正とくに六位以下の下級官吏の過差を取締るもので、律令的な身分的差別觀を基調にしていること、そしてその制定には天皇の律令制復活への政治意識が、よく作用していることを論じている。

第二章は天延から長承年代の新制を「平安時代の公家新制」の題で論考している。まず第一節で、天延三年三月の新制が始めて違反者に對する科罰規定を設けたこと、また兵杖の禁に關する規定があるが、これは山海賊や僧兵がはびこつた社會事情に關連して理解すべきことを説いている。第二節では平安朝の宮廷貴族文化がもつと

も榮えた一條天皇時代の新制を検討している。まず始めの永延の新制に地方政治の振肅を目的としたものが多い理由を、當時の地方事情と関連して考察し、また、中世史上著名な尾張國郡司百姓解文の中にも、永延元年三月七日の新制がふくまれていることを推測している。次に正曆、長保の新制におよび、とくに長保年間三回に亘る新制の内容を詳しく考察し、神事、佛事の條文が加つたことは、當時の惡疫流行に基づくことを推論し、また當時ようやく壯年に達した一條天皇が新制の制定、施行にすこぶる熱心であつた事情を詳述し、攝關政治の機構においては、そうした天皇の熱意も結局は實をむすばなかつた所以を論證している。第三節は長和年代、三條天皇の新制が、長保の新制と同じような事情から、左大臣藤原道長によつてほとんど守られなかつた状況を、明らかにしている。第四節は永久年代、鳥羽天皇の新制を論じている。この新制は一般に公布したのではなく、檢非違使が違反者を取締る覺書であつたとしてゐる。

第三章は「後白河上皇時代の公家新制」と題し、上皇の治世三十五年に約十回の新制が發布された點を種々考察している。(一)まず總括的にいうと、保元元年、同二年の新制が、治承二年、同三年の新制に繼承され、さらに建久二年の二つの新制に繼承され、この中、建久二年三月二十八日の新制は、以後の鎌倉時代公家新制の基本形

式となつたと斷定している。この論決は、著者の卓見というべきであらう。(二)保元元年の新制は社寺勢力の削減を目的とする統治的性格のつよい法令であるが、社會的に相當の効果をあげた點が指摘されている。(三)保元二年の新制三十五カ條の條文は傳わらないが後ちの新制の中から約十カ條を復元した。この新制は從來の新制を綜合した形式を採つてゐるため、三十五カ條にものぼる多くの條文を有するものであつたとし、また、この新制が、治承二年、同三年の新制を経て、建久二年新制に繼承されたことから、鎌倉時代公家新制の基本形式は、その起源を、保元二年までさかのぼり得るものとしてゐる。(四)保元年代は、保元の亂に勝利を得た後白河上皇が專制君主として律令的政治の復活を意圖した時代であつたので、そうした上皇の政治意欲は、當時の新制のうちにつよく反映してゐるとし、又このような時代的背景のもとに制定された新制のこととして、その社會的效果はきわめて大きかつた事情を詳論している。(五)保元二年の新制は、一見すると世相を反映した社會政策的立法のようにみえるが、實際は、平安初期の格や、延喜式の規定にもとづく條文が多く、當時の爲政者は、古い時代に理想をおき、社會の實情には暗かつたとしてゐる。(六)建久二年三月二十二日の新制は、前代の新制を繼承してゐるが、平家の滅亡、鎌倉幕府の成立という變動期に相應する内容を有する點を指摘し、また、この新制は幕府にも傳

達されたから、幕府の援助によつて、その社會的効果が著しかつたものとしてゐる。とくに、その第十六條に、強山賊追捕の責任者として前近衛大將源朝臣（頼朝）の名をあげてゐるのは文治元年頼朝が國家守護權を掌握したとする中田黨博士らの學說の裏付けになるという論證は、きわめて注目すべき見解といふべきであらう。(b) 建久二年三月二十八日の新制は、宮廷内部の生活規制を目的としたもので、いわば新制本來の性格がつよく、月を同じくして二つの新制が公布されたのは、兩者の性格が異なつてゐたためとしてゐる。(v) 建久年間二つの新制については、その内容の全文が傳つてゐるため、成立事情、内容、前後繼承關係、社會事情との關連など、その考證はきわめて詳密を盡しており、本章において、著者がもつとも力をそそいだ部分であると思われる。

第四章は「鎌倉時代の公家新制」と題し、建曆から正應までの新制を考察してゐる。この部分は、かつて三浦博士が前掲論考において素描を試みられたことがあるが、著者の考察はさらに格段の精密度を加えて展開されてゐる。まず第一節は建曆二年の新制の大部分が建久二年新制の繼承である點を論證し、獨特の規定として中媒（賣春）の箇條をあげ、武家道加法の中に同種の規定が存在することから、幕府（北條泰時）がこの新制の内容を知つてゐたものと推測してゐる。第二節は嘉錄元年の新制が同じく大部分は建久の新制の繼

承であることを考證し、その中に意錢と稱する博戯の流行を仄示する箇條があるが、これは錢貨の流行に關する有力な資料であると指摘してゐる。第三節は寛喜三年の新制が、もつとも條數の多い新制であるとし、その繼承關係に詳細な検討を加え、この新制に庶民の風俗矯正をめざす條項があらたに加つた事情を述べてゐる。第四節の延應の新制第五節の建長の新制共に寛喜の新制からの繼承關係を論究してゐる。第六節は弘長三年の新制の特長として建久の新制を繼承する度合いのすくなくなつたことおよび、地方政治の實態を傳へると思はれる條文が多いことを指摘し、後者の理由として、龜山天皇時代、評定衆、記録所という二つの民事訴訟機關が設けられ活潑に動いていたので、その裁判を通じて地方の狀況が朝廷に傳へられるに至つたためと推斷してゐる。

第七節は文永十年の新制が、従前の新制の繼承であり、内容的にも時代的特色に乏しく、新制の固定化現象がかなりつよくあらわれ初めてゐることを論證してゐる。第八節は正應五年の新制が全條訴訟關係に限定された特色を指摘し、その制定理由について詳細な考察を加えてゐる。この立法理由は、三浦博士も全くふれておられなかつた點である。著者はかつて「鎌倉時代の記録所に就いて」（史潮八卷二號）と題する論文を發表し、正應六年、伏見天皇が記録所、議定衆の機構改革を行つた事情を検討したことがあるが、正應

五年の新制は、そうした改革の前提として、記録所の訴訟手續法を定めたものとし、それは年中行事的な宮廷政治から一步ふみ出して公家政治の振興を企圖した天皇の政治意欲の表われであると論斷している。

なお、第三章の附録に興福寺の「寺邊新制」、第四章の附録に建暦二年の「けちちのしんせい」(家中新制)を取扱つてゐる。これらは公家新制に形式、内容を模して寺院、貴族が制定したもので、従前ほとんど史家の注意を惹かなかつた史實であり、著者の公家新制研究の貴重な副産物といふべきであろう。

第五章は「公家新制と武家新制の關係」と題し、兩者の關連を詳細に究明している。著者は「中世法制史料集」を利用し、その中から鎌倉幕府の追加法として、武家新制と稱せられる法令をぬきだし、執權北條泰時の時代から武家新制が成立した事情を詳論し、延應二年の武家新制が以後の武家新制の基本形式となつたこと、そして武家新制の中には非常に多くの公家新制が採り入れられている狀況を考證しているが、とくに弘長元年の關東新制六十一條と建久以後文永までの公家新制との關係については、逐條的檢討を行い、その繼承關係がきわめて詳細に論究されている。三浦博士によつて初めて注目された問題がいまや著者によつてほとんど餘すところなく解明されたものといえよう。

第六章は「法制史上の公家新制」と題し、公家新制の法律的性格について序説の考察を補足し、また、日本法制史上における公家新制の意義が論述されている。著者によれば、(一)公家新制は律令法上では格に屬すること。(二)延喜式は公家新制の法源としてとくに重要な意味をもつこと。(三)公家新制が數十回に亘つて公布されていることは、當時の朝廷に、律令的政治を復活維持せんとする政治意識が相當つよく存在したこと、それらは統治法としては、きわめて限局された性質のものであつたにもせよ、朝廷が日本の統治者たる存在を明示する意義をもつていたこと、(四)公家新制の影響下に武家新制のみならず、寺院新制あるいは家中新制が成立したことは法制史上注目すべき現象であること、(五)とくに武家新制にあたえた公家新制の影響は、武家法發達の系統論に、あたらしい視野を提供すること。すなわち、中世武家法發達の系譜を公家法↓本所法↓武家法とみる従前の正統的見解以外に、公家法↓武家法という別の系統も考慮されることなどが、結論として強調されている。

以上が本論文の要旨であるが、すでに冒頭においても一言したごとく、中世公家法の重要な法源の一つである公家新制の研究は、これまで三浦博士の論考のみによつて試論の域をいでなかつたが、著者の丹念、精緻な勞作によつて大成されたといふべく日本中世法制史研究に及ぼせる著者の功績は、これをたかく評價しなければなら

らない。もつとも、公家新制については、その律令法上における性質の追求、鎌倉幕府成立以前と以後における性格の異同、あるいはその終焉の事情等、なお著者によつて論及されていない問題もあり、また、著者が相當に論證されている各新制の社會的實効性についてもなお一層の解明がのぞまれる點がなくはないが、本論文並びにそれに添えられた二つの参考論文「鎌倉幕府の成立時期について」および「殿下渡領の性質」によつて示された著者の學殖は、法學博士の學位を與うるに十分なるものと認めることができる。

昭和三十五年三月二十三日

審査委員	慶應義塾大學教授	法學博士	手塚	豊
	慶應義塾大學教授	文學博士	今宮	新
	慶應義塾大學教授	法學博士	英	修道